

議案第 29 号

天理市母子医療費助成条例等の一部改正について

天理市母子医療費助成条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市母子医療費助成条例等の一部を改正する条例

(天理市母子医療費助成条例の一部改正)

第1条 天理市母子医療費助成条例(昭和53年3月天理市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項の規定により医療が行われる者」を削る。

(天理市老人医療費助成条例の一部改正)

第2条 天理市老人医療費助成条例(昭和46年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項第2号の規定により医療が行われる者」を削る。

第3条第1号中「老人保健法の規定の適用」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第47条に規定する後期高齢者医療」に、「同法第28条及び第46条の8の規定により負担することとなる一部負担金の額」を「同法に基づき負担することとなる額」に改め、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

(天理市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 天理市心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「65歳未満」を削り、同条第2項中「65歳未満」を削り、「から満65歳に達する日の属する月の末日まで」を「以降」に改める。

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の天理市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。